

阿南市葬斎場の運営に関する  
調査特別委員会  
記録

令和5年10月16日開催

- 1 日 時 令和5年10月16日(月) 13:58 ~ 16:14
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 山崎委員長 福谷副委員長  
荒谷委員 横田委員 湯浅委員 幸坂委員 武田委員  
渡部委員 金久委員 住友利広委員 星加委員  
喜多委員 福島委員 広浦委員 水谷委員 西川委員  
久米委員 住友進一委員 平山委員 橋本委員  
奥田委員 陶久委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 小野委員
- 5 正副議長 藤本議長
- 6 出席理事者 表原市長 山本副市長  
吉村市民部長 吉岡保健福祉部長 東條秘書広報課長  
高山保健センター所長 斎藤市民生活課主幹
- 7 事務局 岡部議会事務局長 近藤議事課長 谷崎課長補佐  
宮本課長補佐 天川主査
- 8 傍聴者 1人
- 9 記者席 4人

---

#### 協議事項

阿南市葬斎場の運営に関する調査に係る参考人からの意見聴取について

【 会議の概要 】

開 会 13：58

山崎委員長　それでは、時間がちょっと早いですが、全員というか、1人欠席ですが、始めさせていただきます。  
それでは、ただ今から第2回目の阿南市葬斎場の運営に関する調査特別委員会を開会いたします。本日、欠席の届けがありましたのは小野委員です。それでは、市長から御挨拶をいただきたいと思います。表原市長。

表原　市長　皆様、大変お疲れ様でございます。本市葬斎場の運営に関する調査特別委員会、今日、第2回目ということでございますので、開会に当たりまして一言、御挨拶を申し上げたいというふうに思います。  
平素は市政の各般にわたりまして御力添え、御指導を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げたいと思います。さて、葬斎場の運営に関する調査に係る参考人からの意見聴取が、この第2回目では行われるとお伺いしておりますけれども、今回は、私のほうからも改めて、私が公平性や公正性に欠けるような市政運営など行っていないということを改めてしっかりと御説明申し上げたいと考えておりますので、どうか十分に御審議を賜りますようお願いを申し上げますとともに、本日は報道関係者の皆様方も多くおいでのようでございます。どうか一つ一つの事実をしっかりと取り上げていただき、検証いただきながら、市民の皆様方に対してしっかりと全容が分かる形でお伝えをいただきたい。このことに御協力を申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日は何卒よろしくお願いをいたします。

阿南市葬斎場の運営に関する調査に係る参考人からの意見聴取について

山崎委員長　それでは、議題に入らせていただきますが、進行に当たり、改めて本委員会の設置の目的と、本日の委員会開催の意義について理事者の皆さん及び委員の皆さんと共通認識を持って、会を進行してまいりたいと考えております。

まず、本委員会の設置の目的は、葬斎場の運営に関し、利用に係る人数制限が昨年12月2日の1日のみ解除されたことについて、表原市長が特定の支援者の要望に配慮し、公平、公正なく偏った行政運営を行っているとの疑義が生じていることから、そのことについて検証しようとするものであります。

次に、既に公表されている事実として、12月1日までの約2年半は、葬斎場の利用に当たり御葬儀の家族は10人以内、制限が解除された12月2日の翌日以降は20人程度という人数制限がなされています。故人の御家族や御親族、特に生前親交が深かった方々におかれましては、最後のお別れをしたいと思われるのは当然であり、誰もが思う人の情けだと思えます。しかし、コロナ禍という特殊な状況から、本年5月までの約3年間という長期間にわたり、関係者の皆様到我慢をしていただきましたこと、市としてもやむを得ない苦渋の決断であったと承知しております。このような状況の中、なぜ、突然に12月2日のみ人数制限が解除されたのでしょうか。

本日の会の意義であります。当該案件は違法性を問うものではなく、また、犯人捜しをしようとするものではありません。しかし、先に申し上げましたとおり、人数制限から最後のお別れに立ち会えなかった方々の悲しみ、市民の皆様の疑問に答える責務が私たちにはあります。私たち議員は、執行機関が適正に事務事業を執行しているのかを監視するのが使命であり、二元代表制の根幹を成すものであります。

本日は委員会条例第 29 条第 1 項の規定に基づき、参考人として、当時の現場責任者でありました阿南市葬斎場元場長代理の松本秀行さんに来ていただいております。参考人の松本さんにはその当時、現場で何が起きたのか。市役所内で何が起きたのか、推測や感じたことは抜きに事実をありのままに証言をしていただきたいと考えております。その際に、個人情報保護及び地方公務員法第 34 条の規定による秘密を守る義務に抵触しない範囲で事実関係を明確に述べていただき、個人名や事業者名は使わず、例えば A さん、B 事業者などと表現していただきたい。そのほか、個人や事業者を特定することにつながるような表現は使わないようお願いしたいと思います。

以上のように、本日の委員会を進めていきたいと考えておりますが、ただ今申し上げました方法により、参考人から意見聴取を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「委員長」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 喜多委員。

喜多 委員 一つ、ずっと気になっていたことなんですが、特定の支援者、今日は名前も言わない云々というんですけど、特定の支援者なんですが、支援者って、私も議員なので支援者はいっぱいいますが、どちらを向いているのか分からないなというのがあります、この特定というのは、例えば後援会の会長さん、あるいは副会長さん、あるいは後援会に多額の寄付を行っている人。例えば、その定義が、特定というのは一般の支援者と違うと思うんですよ、特定といっている限り。だから、特定の定義が分からないんですよ。特定の支援者のくくりというか、どこに線引きがされているんですか、特定の支援者と一般の支援者、そこの定義をちょっと教えていただけませんか。

山崎委員長 その話は審議の中で明らかになると思いますので、審議を進めさせて。

喜多 委員 ちょっと待ってください。これ、設置の理由があって、ここにちゃんと特定の支援者の要望にと書いてあるんですよ。これ、理由ですよ。その理由の特定の定義が分からないと次に進まないんじゃないですか。

山崎委員長 特定のというのは、提案理由の中で説明して、その中で、例えば選挙をしている方から見れば、支援になった方は特定という意味に総括できると私は思いますよ。

喜多 委員 いやいや、待ってくださいよ。そんなの、支援者、どちらを向いている

か分かりません。あなたを応援していますといったってとんでもない、そうじゃない場合もあるし。そういうのではなくて、客観的なきちんとした定義ってあるでしょう。

山崎委員長 奥田委員。

奥田 委員 それは、この特別委員会の趣旨には、だいぶ離れていますので、進行していただけたらと思います。

山崎委員長 そういう意見もありますので、多分、審議の中でそういう話が出てくると思いますので、進行させていただきます。

久米委員。

久米 委員 私も、別に疑義を申し上げるのではないんですが、前回は申し上げました、最初に。委員会の進行について、きちんと、まずは整理をしてくれということで申し上げたつもりでおるんですけど。そのあとで、この委員会として、理事者に対して、理事者の出席者の、要するに出席要請をどこで、どのように決めて、誰に要請をしているのかということについても我々は全く知りませんでした。その結果、新聞に「市長出席せず」とか何とかいうのが、活字があるんですけども、私たち、市民の方も当然、市長も出席しているつもりだと思うし、私も市長は出席しているつもりでおったんですけども、出席要請がされていないということを知りました。今日についても、今日の出席者について、理事者は誰が出席されるのかということも、この委員会メンバーには何の通達もないわけですよ。その辺りもきちっと整理をしてもらいたいと。

それと、先般、うちの住友委員が言われました費用弁償についても全く整理ができていないんです。だから、松本さんが来られてどうこう云々ということがありますが、それについての費用弁償のシステムは、対応をどうしていくのかということについても議論されていないし、決定されていない。これについて説明願いたい。

山崎委員長 費用弁償につきましては、うちの条例がございません。徳島市議会は条例をうたっております。そういう意味で考えると、市議会のほうが条例を制定していなかったのが、今回の場合は支給できないということです。私のほうは、12月議会にそういう条例制定を整備するために作業を進めていきたいと思っております。たまたま条例整備が阿南市議会としてできていないというのは事実ですので。しかし、ないのに支給しろというのはちょっと、会計処理上どうしても無理がありますので、今回はやむを得ないということです。

それと、出席要請のほうですが、特別委員会は通常、市長をお呼びしていないので、その前例もあるんですが、今日は参考人の方も来ていただいていますので、やっぱり市長にもお聞きしたいということで、私のほうから依頼をいたしました。

以上です。

久米 委員 だから、前回は葬斎場の疑義についての調査をするという特別委員会を設置するために開いた委員会であるので、そのときには、市長には出席要

請をされていないということですのでよろしいですね。

山崎委員長 はい。

久米 委員 それと、参考人に対する費用弁償については、規定がされていないということは事務局からも聞いています。じゃあ、これってそういう状況下で、じゃあ、参考人の方は、松本さんはもともと行政マンであって、関わってこられた方の経緯も存じ上げておりますけれども、じゃあ、一般市民の人を例えばこういうところにお呼びするということについては、これはどういう規定に基づいて呼ばれるのでしょうか。

山崎委員長 その論議は代表者会をはじめ、全員協議会等を通じて議論をしていただきたいと思えます。

久米 委員 じゃあ、例えば、この参考人、

山崎委員長 いや、その制度上の設計の話はこれで、旅費規定で決めるわけではありませんから。

久米 委員 いや、だから、今日呼ばれる参考人の方が、例えば事故に遭われた場合はどうなるんですか、これ。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 補償の話はちょっと、また事務局から聞いていただきます。議長名から正式要請していますから。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 参考人を呼ぶときは議長名で出すという規定がありますから。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 もう議事を進めたいと思いますので。

住友利広委員 説明してといったことについてはできる範囲で説明したらどうなんですか。

山崎委員長 いや、今、したでしょう。あとから、今、説明させていただきましたので。

福島 委員 松本さんを呼ぶときには参考人として、議決、参考人について議決をいたしました。多数決で呼ぶことになりました。市長は今日、呼んでいるのは、これは参考人ではございませんね。

山崎委員長 いや、市長のほうは責任者です。参考人ではありませんよ。

福島 委員 決議はしていないので、参考人ではないと思うんですが。分かりました。

山崎委員長 今日は私のほうから出席を依頼しました。  
それでは、議事のほうを進めさせていただきたいと…。  
福島委員。

福島 委員 先ほど、喜多委員が言いましたように、私、一番、大事なことだと思うんです。重ねて言いますけど、12月2日に葬斎場へ入場できる人数制限を解除したことについて、表原市長が特定の支持者の要望に配慮し、公平、公正でなく偏った行政運営を行っているとの疑義が生じている。このような疑義を解消するため、阿南市葬斎場の運営に関する調査特別委員会を設置する。ですから、この支持者というのは、定義を明確にしてください。

山崎委員長 審議の中で、上がってくると思いますよ。

福島 委員 いや、委員長、提案者の1人ですから、言ってください。

(口々に「議事進行」と呼ぶ)

福島 委員 提案者の人にお伺いします。支援者というのはどういうことを支援者というんですか。

山崎委員長 審議の中で出ると思いますので。

福島 委員 いや、一番大事なことですよ。

(口々に呼ぶ者あり)

福島 委員 設置理由ですよ。その定義がないのになぜするんですか。

(住友利広委員 いい加減な設置の理由が書いてあるんじゃないですか。と呼ぶ)

福島 委員 明確な設置理由を答えずに進めていったって意味がないでしょう。

山崎委員長 それを明らかにするのがこの委員会です。

福島 委員 明らかにできますか、思想、良心の自由に関することを。

山崎委員長 出てきますよ。

(口々に呼ぶ者あり)

福島 委員 いや、支援者というのはどういう定義なんですか。おっしゃってください。

山崎委員長 それは議会、その審議の中で、通じて分かってきますので。

福島 委員 いや、分かりません。

山崎委員長 では、審議をやらせてください。

福島 委員 提案者にお伺いします。

山崎委員長 早速、始めます。

西川 委員 私、ちょっと別のことで。

山崎委員長 はい。

西川 委員 今回、あえて証人ではなく参考人ということなんですが、この参考人による発言に対してというのは、どのように確証を確かめていくのかというところ。証人ではなく参考人になるので、それを参考にしてから何か採決的なものをするのかというのと、参考人に対して質問というのはできるのでしょうか。

山崎委員長 証人というのは、百条委員会的时候は証人だと。それ以外は参考に意見をお聞きするというのが参考人なんです。

西川 委員 だから、百条委員会じゃなくて、こういう形の特別委員会で参考人として呼んで、こっちも質問をしたりはできるんですか。

山崎委員長 今日は受けようと、場を設けます。ただし、参考人が言われたことについて意見を、という機会は設けます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 それでは、参考人を所定の場所に御案内いただきたいと思います。  
以上のように本日の委員会を進めていきたいと考えておりますので、ただ今、申しあげました方法により、参考人から意見聴取を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 異議ありとの意見がありますので、これより委員の挙手により決定をしたいと思っております。なお、あらかじめ申し上げます。挙手しない委員は反対と見なします。

お諮りをいたします。先ほど申しあげました方法により、参考人から意見聴取を行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

福島 委員 委員長、採決は質疑、討論、採決なんです。いきなり採決をして民主的な議事運営なんですか。



(「議事進行」と呼ぶ者あり)

福島 委員 質疑、討論、採決というのは決まりごとですよ。

山崎委員長 ちょっと小休します。

---

小休 14:18~14:19

---

山崎委員長 再開いたします。  
お諮りをいたします。先ほど申し上げました方法により…。

(口々に呼ぶ者あり。)

山崎委員長 休憩します。

---

小休 14:20~14:20

---

山崎委員長 再開します。  
採決に入りますので。先ほど申し上げました方法により、参考人から意見聴取を行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

山崎委員長 賛成多数でありますので、そのように取り計らいをさせていただきます。  
それでは、参考人を所定の場所に御案内ください。

(参考人 入場)

意見聴取に入る前に、松本参考人に申し上げます。これから発言される事柄につきましては、個人情報保護、及び地方公務員法第34条に規定する秘密を守る義務に抵触しない範囲で、事実関係を明確に述べてください。その際、個人名や事業者名は使わずに、AさんやB事業者などと表現していただきたく、そのほか、個人、事業者の特定につながるような表現方法は使わないようよろしくお願いをいたします。

それでは、松本参考人からの御意見を聴取いたします。昨年12月2日のみ人数制限が解除された経緯について御説明をお願いいたします。

松本参考人。

松本参考人 今月の13日に市議会議長より出席要請がありましたので、本日、報告いたします。ちょっと膝を痛めておりますので座らせていただきます。

山崎委員長 着席をお願いします。

松本参考人 それでは、時系列に、簡潔に報告します。ただ、10カ月も前のことであ

りますので、元同僚にも確認をしています。

まず12月1日は、私は代休日でしたので、ちょっと遊んでおりました。午前中に齋藤次長より、電話で、明日から人数制限を解除するように言われたとの連絡がありました。そんなばかなことを誰が言っているのかと聞くと市長らしいと聞かされました。そこで、次長にコロナ患者が増えているときに解除は絶対しないようにと頼みました。また、県内の主な葬斎場に解除しているかを確認し、解除しているところがあれば確認すると伝え、葬斎場の同僚に確認を依頼し、結果としては、連絡した5カ所の斎場では解除していないとの結果でしたので、次長にはその後、連絡していません。

ところが、午後3時過ぎに同僚より、場長と次長が来場して、人数制限のため固定していた椅子のひもを取り外し、2日の来場予定の業者に明日から人数制限を解除するとの電話連絡をして帰ったとの連絡がありました。まさかという思いで、橘町にいましたので、急いで市役所に向かい、4時頃、秘書課につき、市長に面談を求めましたが、秘書課長と10分ぐらい押し問答をしましたが、秘書課長は場長が決めていることなので場長に言ってくれと応じる様子はなく、あきらめて市民生活課へ行きますと、場長と次長がいましたので、何で制限を解除したのかと聞いたところ、現場の声を聞かなかつたのはすみませんでした、の一点張りで、解除を撤回する様子は全く見られないので、あきらめて帰宅しました。

2日に出勤すると7件の火葬予約があり、来場者は1件のみ35、6人。残りの6件については10人前後という結果でした。来場した複数の業者、お寺さんからは、いけるのかというようなことを言われました。その後、午後の業務遂行中に部長と場長が来場して今回の措置は県のガイドラインに沿ったものであるとの意見を聞きました。

コロナ感染症防止対策の基本は密を避けるのが原則であり、いちいち国や県のガイドラインには地方の葬斎場の人数制限などの具体的な事項は記載されていません。ただ、葬斎場の密を避けるという意味で、最低限のことで、葬斎場の椅子席は1コーナー20席程度なので、施設の管理上の理由で、無制限ではなく20人以内での制限を行ってくれるように依頼しますと了解をしていただきましたので、業務終了後、通知案を場長にファクスし、2、3回の訂正後、20人以内ではなく20人程度の御協力をとのゆるい変更で部長が承諾したので、葬斎場利用の県内11業者に、4日以降の来場者については20人程度との変更での協力をお願いします旨、事務連絡としてファクスをしました。

当時の、葬斎場の現場では、12月1日までの2年半、密を避けるため、10人以内の人数制限を前提にしたコロナ感染防止策に細心の注意を払っていました。職員のワクチン接種はもちろん、私生活の面におきましても絶対に感染しないよう、同僚の者全員が共通認識を持って仕事に当たっておりました。それは、来場される方々への感染防止のみならず、万一、職員が感染した場合、葬斎場というのは代替施設がございませんので、閉鎖という事態ができない施設のためです。

当時の私の一連の言動は、このような現場の状況から生じた強い危機感によるものであったことを最後に申し添え、報告を終わります。

山崎委員長 今、松本参考人から御意見をお伺いしました。これについて、何か質問のある方は、お受けしたいと思います。ただ、今の発言についての御質問をお願いいたします。

なければ御退席をお願いしたいと思いますが、このあと、委員同士の議論となりますので。

山崎委員長 松本さん、退席をお願いします。

(参考人 退場)

山崎委員長 これより、各委員からの御意見をいただきたいと思いますが、どなたからでも結構です。

奥田委員。

奥田 委員 この特別委員会の目的については、先ほど委員長から、冒頭お話があったとおり、犯人捜しをするようなものではないと、私は思います。しかしながら、委員会での、この場で万が一、虚偽の答弁があった場合は、事態というのは一転いたします。議会は、先ほど話がありましたように二元代表制でございます。市長も市民から選ばれて、私どもも市民から選んでいただいて、この場に存在をいたします。議会は市民の監視役でございますので、質問や書類提出を求め、市政が正しく行われているか、チェックをしているわけでございます。その際、事実が大前提であるということはいうまでもありません。万が一、虚偽の報告内容が含まれていたならば、まさに議会民主主義及び市民、市政運営の根幹にも関わることとなりますので、これを看過することはできません。

先の9月議会におきましても、昨年12月委員会答弁だったと思うんですけども、その答弁との食い違いについて、山本副市長から釈明がありました。このことについては言及をいたしません。先ほど、参考人の松本さんから、真実についての強い御言葉がありました。理事者の皆様に申し上げます。これから発言される内容については、当然でございますけれども、真実に基づいて御発言をお願いしたいと思います。

この内容について正確に言っていただくのは当然でございますが、もし、虚偽答弁が疑われるようなことになれば、私は、先ほどお話もありましたけれども、百条委員会の設置を目的に、直ちに臨時議会の開催を求めていく所存でございます。

理事者の皆様は、とりわけ職員の皆様に申し上げます。これまでの定例会、委員会で答弁された内容の中に事実ではないことが含まれていたとしても、それは誤りとして訂正することができます。私たちもそれ以上、問いただすこともないと思います。そんなことは私たちの本意ではございません。皆さんは公僕であり、市民全体の奉仕者でございます。取り返しのつかない事態とならないうちに、自らの公務員としての正義に基づき、老婆心かもしれませんが、重ねて、事実に基づいての御発言を、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

山崎委員長 御意見の方、渡部委員。

渡部 委員 先ほど、松本さんのお話を伺いました。この陳述された中で、東條課長にも関する事柄がいくつかあったように思います。そこで、東條課長にお尋ねしたいと思います。御自分の認識と松本さんがおっしゃった内容につ

いて、違う点はありましたか。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 秘書広報課の東條です。先ほど、元場長代理からは12月1日の日というふうに、秘書のほうと私のほうに来たということでしたが、私の記憶の中では、1日に松本場長とは話をしていないと、私は記憶しております。

山崎委員長 渡部委員。

渡部 委員 同じことを吉村部長にもお尋ねしたいと思います。松本さんがおっしゃった内容と吉村部長の認識に違いはありませんでしたか。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 市民部長の吉村でございます。私も、先ほど、松本参考人の御意見をお伺いした中で、市役所のほうに意見を言いに来たというのは12月1日ではなく12月2日と認識しております。  
以上でございます。

山崎委員長 渡部委員。

渡部 委員 今、日にちのずれということはありませんでしたが、私たちは12月1日からこの解除に向けての協議があったというふうに聞いております。でも、その中では、松本さんと市長とは直接お会いしていなかったと、今の話を聞いて思いました。でも、その協議の中で、行政のトップとしての市長の立場はとても重要な役割であったと思います。市長、今の松本さんのお話を聞いておっしゃりたいことはありませんか。

山崎委員長 表原市長。

表原 市長 渡部委員からの発言の趣旨をちょっと諮りかねる部分があるのですが、今まで、第1回目の議論をされてきた詳細について全て、私も細かいところまで把握しているわけではないんですけれども。

要は組織マネジメントの話をおっしゃりたいのかなと拝察して、要は、組織体系として場長である吉村市民部長が決定したことであるからということで、秘書課長である東條課長と、そして市民部長である吉村部長との間で話が完結をして、そして、組織として判断を行い、現場に、要はその判断に基づいた運営が、運用がなされたという、私はそういう理解でありますので、私が、例えばそういった部下からの意見に対して耳を傾けなかったでありますとか、そういった私の態度についておっしゃりたいのか、それとも組織マネジメントとしての問題がどこかにあるから意見を申し上げたいというところでおっしゃっているのか、このような、ちょっと逆質問になってしまうかもしれませんが、お願いできればと思います。

山崎委員長 渡部委員。

渡部 委員 市長が現場の方の声に耳を傾けなかったかどうかというよりも、行政として、その過程を経て、検討していった解除に至り、また、それを周知すべきだったという確かな経緯が必要だったかと思います。そういった中で、松本さんのお話を聞いたのが、今日が初めてだったのではないんですか。松本さんは御自分の意見もおっしゃっていましたが、解除すべきではないとおっしゃってましたね。そのことについて、でも、市長は解除すべきだと判断をされたと思うんですけども、今の松本さんのお話を聞いて、解除すべきであったかどうかという点、あと、解除するスピード感が大事だったのかもしれないですけども、もう少し猶予を持って検討して、準備期間を経て解除の周知をすべきだったと私は思っていますので、それがあまりにも早すぎたことについて、その辺りをトップとしてどう振り返られますか。

山崎委員長 表原市長。

表原 市長 組織としての意思決定と、意思決定をしてから現場に持ち込まれるまでのタイミングについて、もう少し丁寧に進めるべきであったのではないかという渡部委員の意見に対して私の思うところ、とそういう質問でよろしいですね。分かりました。

実際に、今日、松本参考人の声を直接聞くという、直接聞くという機会に関しては今日が初めてであったわけです。松本参考人の意見としては、直接、今日、初めて賜らせていただきました。ただ、間接的に、この日付の違いの話があったんですけども、私も、やっぱり振り返ってみて、それが12月1日だったのか、2日だったのか。これは東條課長と吉村市民部長のおっしゃるとおり、12月2日であったのだろうと、私も認識いたしておりますけれども。

振り返ってみて、質問に対する答えですけども、私としても、午前中に協議を持ちかけました。そして、参考になるのが当然ながら、現場の意見もあるかもしれませんが、他市の状況であったり、国や県のガイドラインは、じゃあ、どうなっているのか。まさに、先だって答弁も、いろんな形で答弁もさせていただきましたとおり、このコロナ対応というのは日々、刻々と変わる感染状況の中で、取り立てて明確なガイドラインのないものに関しては、しっかり模索をしつつ、協議をしつつ、最終的には所属長であるところの意思決定によって現場に判断が下されるという流れの中で、私は、今回の場合に関して、他市の状況とそのときの現場の意見等々を総合的に勘案をして、翌2日から解除を行い、そして、その3日に対してまた20名の再設定が行われたというこの過程に関して、これは副市長からの答弁にもありましたが、全て、それが完璧であったのかと問われたら、そうではない、細かい、その手続きの進め方に関してはあったかもしれませんが、その判断自体が誤っていたというふうには私は考えておりませんで、そのときの最善の策を私は取ったものだと、今、振り返ってみても思っております。

山崎委員長 そのほか、御意見ございませんか。  
佐々木委員。

佐々木委員 それでは、ちょっとお聞きしたいんですが、昨年11月以降、年末にかけ

ての徳島県内及び阿南保健所管内でのコロナ感染状況について、概況を教えてください。

また、2点目として、その間における徳島県での警戒情報はどのように発表されていたのか教えてください。

3点目として、昨年11月25日から12月1日までの7日間、つまり葬斎場利用における人数制限が解除された12月2日以前、直前の1週間について、各日ごとのコロナ感染者数、うち死亡者数を県内及び阿南保健所管内、それぞれお答えください。

山崎委員長 高山保健センター所長。

高山 所長 保健センター、高山でございます。よろしくお願いたします。佐々木委員の御質問に、順次、お答えいたします。

まず昨年の11月から12月にかけてのコロナ感染の概況についてでございますが、まず11月14日に、これは徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議というのが開催されておりまして、そのときの内容で御答弁とさせていただきますと思っております。

まず、とくしまアラートの引き上げについてということで、全国で新型コロナウイルスの新規感染者数の増加傾向が続いていると。また、県内でも感染者数の増加傾向がみられている。従って11月14日の18時をもってとくしまアラートを、これは当時のとくしまアラートの内容になりますが、レベル2、感染警戒前期へと1段階引き上げることになっております。また、各種取組についてということで政府の分科会のほうからは新たな行動制限を行わないことを基本方針とするとの見解が示されておりますので、本県、徳島県においても、県民の方、また事業者の皆様には特段の行動制限は求めないこととします。ただし、県民の皆様には基本的な感染防止対策について改めて協力を呼び掛けるというような状況であったと考えております。

次に、令和4年の11月25日から12月1日の、7日間の感染者数等の御質問についてでございますが、これは公表日を基準にしてお答えさせていただきます。11月25日が、県内の感染者数が541名、阿南保健所管内では23名、死亡が1名となっております。それで、死亡者数につきましては保健所管内という発表はございませんでしたので、県内全体の死亡者数の数となっておりますので、御了承ください。11月26日ですが、県内の感染者数が432名、阿南保健所管内では13名、死亡者数が3名。11月27日では、県内の感染者数が396名、阿南保健所管内では14名、死亡者数が4名。11月28日が、県内の感染者数が108名、阿南保健所管内では3名、死亡者数が1名。11月29日、県内の感染者数が666名、阿南保健所管内で34名、死亡者数が4名。11月30日が、県内の感染者数が514名、阿南保健所管内が31名、死亡者数が2名。次に12月1日ですが、県内の感染者数が520名、阿南保健所管内では36名、死亡者数が3名というような状況でございました。以上、御答弁とさせていただきます。

山崎委員長 ほかに意見はありますか。西川委員。

西川 委員 ちょっと感想も含めてなんですけど、参考人の松本さんに来ていただいて、お話を伺いまして、確かに当時、おられた、休まれていたとはいえ、職員

さんのお気持ちというのは伝わってはきたんですが、あえて、今まで議論をされていたのと、参考人の発言とかで重要なところというのが、ちょっと耳で聞いただけだったので覚えきれていないのか、ちょっと分かりにくいところがあったんですが、市長としては、やっぱり急に開けられても困るという職員さんの意見もあるんですが、あくまでも行政って市民の要望のほうにやっぱり応えていかないとけないというところで、そこでやっぱり、けど、急にこんなに開けられたら大変だということで、松本さんのほうから「人数制限を改めて再設定してくれ」という、その職員さんの気持ちにも、市民が先になって職員さんがあとにはなったんですが、応えられてそうだったということなんですよ。

山崎委員長 表原市長。

表原 市長 その辺りの流れにつきましてはお答えをしており、また、恐らく前回の、第1回目のときにもそういう話があったのかなと思うんですけども、要は12月1日に協議を持ちかけました、他市の状況を確認しました、今いった感染状況等々を総合的に勘案して、最速というタイミングで12月2日から制限解除。実際に、それを行ったところ、友引明けということで7組あって、利用者があって、現場の様子としては、やはりこの再設定に向けてというふうで、要は、私からどうこうということではなく、内部でそういう協議があって、そして20名という数字が上がってきて、それに対して私が最終判断という、そういった組織のガバナンス、マネジメントの中でそういう再設定が行われ、これも最速のタイミングで翌(12月)3日からということで判断を適宜行った。そういう認識であります。

山崎委員長 ほかに御意見ございませんか。陶久委員。

陶久 委員 では、お伺いさせていただきます。12月2日に人数制限が解除されたことは、ちょっとそこに、よそに置いておきまして、通常行われるであろう事務処理の観点でお聞きをいたしてまいります。

理由の如何にかかわらず、12月2日を制限解除日にすることは大きな方針転換になるため、当然、市の広報やホームページなどで、市民の皆さんをはじめ、阿南市葬斎場を利用されている事業者などへの周知は必須です。特に葬斎場の現場では、10人以内の人数制限を前提とした感染予防体制が実施されていたことにより、大幅な体制変更の作業が必要になります。常識的に、一定の準備期間が不可欠であります。しかし、今回の事例では、あり得ないことに、制限解除の前日に、突如として制限解除が決定されています。さらに、不可解なことに、その翌日以降は20人程度とする制限が再度実施されることになりました。事務処理の視点で検証するにしても、明らかに不適切な対応であると断じ得ません。

また12月2日までの約2年半、コロナ感染状況はいくつかの波があり、感染レベルが低い時期もありましたが、阿南市は感染拡大防止のため、一貫して人数制限を10名以内で対応しています。冒頭の委員長発言にも、亡くなられた方との最後のお別れに立ち会えず、我慢をされた多くの市民がおられる傍らで、誠に不可解で不適切な事務の流れが認められます。同じ阿南市民の皆さんへの対応でありながら、不適切な事務により不公平な結果を招いたことは動かすことのできない事実だと思います。

そこで伺います。山本副市長、お尋ねいたします。この間の一連の事務の流れについて、不適切であったとお認めになられますか。

山崎委員長 山本副市長。

山本副市長 陶久委員の質問については前回、実は湯浅委員から当時の事務処理の対応について御指摘といたしますか、御質問をいただいて、私も御答弁をさせていただいております。私の記憶では1回目の湯浅委員からの御質問は、特に当時、「なぜ電話だけで連絡をしたのか」と、「翌日の事業者だけに」と、「やっぱりFAXとかでするべきなのではなかったのか」ということについて、私が発言の許可をいただいて、国、県の当時の、いわゆる、当時といたしますか、一連のコロナ対応の状況、それはどういうことだったのか。前例のない対応というような言葉を私、使わせていただいたと思いますけれども、総論的なことを申し上げたうえで、最後に話をもとに戻して、ファクスで送った、文書で通知をしなかったことについては、新聞報道にありましたように、100%適切な対応、不手際があったというようなことを発言させていただいたということでございます。そういうことでございます。

山崎委員長 陶久委員。

陶久 委員 同じ内容のお尋ねですが、市長はどのように感じられておりますか。

山崎委員長 表原市長。

表原 市長 ありがとうございます。これは先ほどの渡部委員からの質問で回答させていただいた内容とかなり付随する部分がございますが、その周知方法であったりですとか、FAXであったのか、電話であったのか。その、いわゆる判断自体は誤ったものではなかったと、私、いわゆるその解除をする、その再設定をする、それが最速のタイミングで（12月）1日協議、2日から、2日にまた再設定の見直しをかけてまた3日からと、この判断自体に関して、それ、そのものが誤っていたとは思っておりませんが、ただ、その手続き、渡部委員からも御意見がありましたとおり、もう少し丁寧に、周知の方法であったりですとか、手続きに関してもう少し現場からも納得感が得られるようなコミュニケーションの在り方であったりですとか、その辺りに関しては当然ながら見直すべき、反省すべき要素もあったもの、含まれていたものと、それは副市長の認識どおり、私もそのように考えておりました、今後の市政運営には、もしくはコロナ感染症対策に対して十二分に、重く受け止めるところはあったものと認識をいたしております。以上です。

山崎委員長 陶久委員。

陶久 委員 素朴な質問、疑問を持つんですけれども、12月2日以前の2年半の間にも、やっぱり御家族から、10人を制限する葬斎場の運営について「なるべく早く解除してくれ」という声は、当然、あったと思うんですよね。でも、その間、動きはないですよ。どうしてですか。声は聞こえていますよね。



山崎委員長 山本副市長。

山本副市長 この点も第1回の委員会で、私、言及もさせていただいたんですけども、東條課長も「声が大きくなったのは去年の秋ぐらいから、いろいろ当時の市民生活課長に声がたくさん聞こえるようになりました」ということを、現場の担当課長として御答弁をしていたかと思います。

議論の過程の中でそういう御答弁があって、同じく私、1回しか前回は答弁していないんですけども、これも湯浅委員の御質問、さっきの御質問になって、直接的ではなくて前段の話で、これも湯浅委員からも同様の、2年というか前年、「ずっと何年間も続いてきたコロナの中で、なぜ今のタイミングなのか」というような、確か御質問が、担当の課長なり、主幹にもあったかと、部長にもあったかだと思います。それを私的に総括といいますか、おさらいするかたちで、具体的に、まさしく「Withコロナ」ということで、国の指針が、指針といいますか政策の大きな転換、考え方というのが令和4年の9月8日付で文書として出されている。これは文書として出されておりますので、そこで先ほどもありましたけど、新たな行動制限を行わないで、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針がはっきり示されております。先ほど、高山所長も答えたように、感染者が増えているけれども、県のほうも新たな行動制限はしない、フェーズを上げたけどしないということだったんだと思います。

さらに、当時、そのときに私が言いましたのは、それを踏まえて、9月26日には感染者の全数把握を全国的に簡略化するだとか、あるいは10月11日には国際的な関係で、水際対策の大幅緩和が行われるというような、大きなコロナ対策で、何というんでしょうか、フェーズといいますか、状況が大きく変わった、日本国全体で、政府の方針として大きく変わったというのが、ここからは私の推察ですけども、そうした中で国民、市民、県民の皆様の意識というんでしょうか。まさしく行動もそうですけれども、そういうことが、空気感が大きく変わってきていたのではないかと、そのように推察する的地方なところを、これも前回、そういったお話をさせていただきました。

後段の市民、県民の意識というのは私1人が語れるものではないので、確か推察する的地方なことをお話させていただいたと思うんですけども、そういう状況の中で、やはり市民の皆様からもそういう多くの問い合わせが、そのタイミングからやっぱり寄せられるようになってきたということなのではないかと、というふうに私は受け止めております。

また、県内でも8市、冒頭、前回は報告しましたように、これは何回も報告しておりますように、人数制限をしていない自治体もありましたので、そういう情報をどこまで、他市の状況を市民の皆様が御承知だったのかどうか、それは知る由もありませんけれども、そういうような中でそういう声が大きくなってきたのではないかとというふうに、振り返って私は受け止めているところでございます。

山崎委員長 1時間経過しましたので、一旦、15分、休憩いたします。再開は3時15分です。

山崎委員長 では、再開いたします。  
横田委員。

横田 委員 山本副市長にお尋ねいたします。先ほど、昨年11月、12月にかけてのコロナの感染状況についての理事者答弁をいただきました。非常に厳しい状況下であったわけでありまして、特に私どもの調べによりますと、12月13日に徳島県で感染者数1日1,000人を超えまして、翌14日も1,000人を超え、阿南保健所管内は84人であったかと思えます。そうした感染拡大が進む中、12月2日直前の感染者数も、先ほど御答弁があったとおりでありまして、県内の死亡者数も1週間で18人、約20人に達しております。

こうした状況下におけるリスク管理として、葬斎場では万一、現場職員が感染し、クラスターが発生しますと、先ほど、参考人のお話にもあったように大変なことが起きるわけでありまして、火葬が誰でもができるわけではありません。本庁の誰かが行って代われるものではなく、葬斎場閉鎖という最悪の事態を招きかねないわけでありまして、葬斎場閉鎖となれば大変な御迷惑を市民の皆様にお掛けすることになります。ですから、葬斎場の現場ではプライベートの活動を含め、徹底的に感染予防に注意を払ってきたと聞いております。

このような背景の中、12月2日の制限解除はあり得ない行為であったと思います。人数制限10人以内を前提に、感染防止対策に万全を期してきた現場は崩壊しかねません。また、葬斎場を利用される市民の皆さんへの感染リスクは一気に高まることとなります。市民の命を守るはずの市役所が、なぜこのような判断をしてしまったのか、私には全く理解ができません。

山本副市長は、リスク管理として人数制限解除の措置は間違いだったと思いますか。併せて、大きく方針を変えることから、起案、決裁はどのようなようになっていましたか。山本副市長は承認の決裁をされたのか。以上、リスク管理と事務決裁の2点についてお伺いをいたします。

山崎委員長 山本副市長。

山本副市長 私にということ、見解の御質問をいただきますが、まず先ほど、あるいは前回1回目にも、その当時といいますか、秋以降の状況についてお話をしたのは、そういう新型コロナのウイルス対策について、国全体としてどういう状況だったのかというのを、私、御説明をさせていただいたということで、その人数制限の判断につきましては、これは先ほど、市長から御判断があったかと思えます。その点につきましては、先ほど市長が御判断されておりますので、私からは発言を控えさせていただきたいと思いません。

それと、決裁云々につきましては、決裁的なものは、私はしてはおりません。

山崎委員長 横田委員。

横田 委員 続いて、表原市長は今でも、御自分の判断は、先ほどの副市長のご答弁

にもございましたが、リスク管理の観点からは正しかったと思いますか。どうでしょうか。

山崎委員長 表原市長。

表原 市長 横田委員の質問にお答えをしたいと思うんですけども。今、そういった、山本副市長からもありましたとおり、国における全体の情勢、これは単なる感染者数の推移だけではなくて、そういった人数制限の解除、これは葬斎場のことだけに限らず、あらゆる社会経済活動において、どのような潮流であったのかという全体の流れの中で、市民の皆さん方からもさまざまな声が上がってきたという、この9月から11月、そして12月初旬にかけてのこういった大きな流れがあったという中で、最終的に、12月1日に私のほうから協議を持ちかけて、これ以降は先ほどお答えしたとおりではございますが、さまざま、意見はあろうと思います。

じゃあ、ゼロリスクを求めるといって仮にあるのだとすれば、もっと、これ、極端な話ですよ。極端な話をいえば、じゃあ、10人という数値そのものに関してさまざまな意見があると思います。じゃあ、それはもっとリスクを下げるのであれば5人にしたほうがいいのではないかという意見も当然ある中で、他市の状況にも勘案をしつつ、これはもう、私の中では総合的に勘案をしたということで申し上げるしかないんですが、自分自身の、最後は決断として、12月1日に協議、12月2日から解除、そして12月3日、再設定という判断を、私の責任のもとに行わせていただいた。そのこと、そのものについては誤った判断ではなかったと思いますが、議員、あるいは市民の皆様方から、そして今日は参考人にもお越しいただきましたが、皆様の意見は受け止めたいと思っております。私から答えられることは以上でございます。よろしくお願いいたします。

山崎委員長 横田委員。

横田 委員 市長は、あえて批判のようなリスク管理については受け止めるということだと思いますが、リスク管理ができていたのかどうか。それでは、そのときにリスク管理ができていたと思いますか、どうか、お答えいただきたい。

山崎委員長 表原市長。

表原 市長 先ほど申し上げましたとおりゼロリスクはないという中で、もう何度も申し上げて大変恐縮なんですけれども、他市は制限解除しているところ、いわゆる一切の制限をかけていないというところ、制限をかけているところ、その間を取っているところ、もう本当にさまざまでありまして、そのような中で私は、12月2日は制限解除というかたち。ただ、現場に落とし込んでみたときに、これは見直しの余地があるのではないかという内部協議に基づいて20名という数字が再度上がってきて、その現場からの声に基づいて、「じゃあ、20名で」といって、翌3日からだと。

要は、そのときの判断が全て、当然ながら完璧なものではないし、状況の変化は縷々、もう常々起こっている状況の中で適宜、修正をかけ、その都度、協議を行い、修正があるのであれば、見直しの余地があるのであれ

ば都度見直しを行ってきた。これは葬斎場のことだけではなく、公民館であったり、集会場であったり、同じ施設の中でも例えば調理施設であったり、単なる対話の機会であったり、あるいは会食を伴うようなものであったり、縷々、そういった状況によって判断の内容というのは変わるわけではありますけれども、本当にそういった手探りの中での都度、都度、状況の判断であったということは御理解をいただければと思います。以上です。

山崎委員長 横田委員。

横田 委員 どうしても、この疑義が生じていると思われる一つに、災害対応とか事故対応のような急激な判断というのがなされていると、私は思うわけですね。やはり何か対応するとなれば、それ相応の職員さんの、ベテランの方たちがたくさんいるんですから、やはり会議を開いたり、そして、それによって課内で十分な、2年余りのこと、一つも動いていないんですから、それについて会議を開いて、周知をして、それで進めていくということが普通、行政の事業の進め方だと思うんです。

災害とか事故の場合は別ですよ。常態化していたというんですか、常時、コロナは危険性を伴って、日々、続いていたわけです。そういった中で、その1日だけというのが、いかにもいろんな方に引っかかったことになって、いろいろな説明を受けていても何か釈然としないということなんです。以上です。

山崎委員長 星加委員。

星加 委員 今、横田委員からもお話がありました。まず一番の問題点というのが、12月1日、松本参考人、あの方は、その日はお休みだったということを初めて知りました。その日は代休だったというようなことをお話なさっていました。そのことを今日、初めてお伺いいたしました。その後、12月2日に解除をいたしました。それが、解除をいたしまして、12月3日以降は20人程度、20人前後、そういうふうな、また解除後、人数を決められました。

それで、担当の方に、どなたでも結構ですが、ちょっとお伺いいたしますが、2年余りにおいて10名程度だったのが、解除をいたしまして20人以上となりました。それから今まで経過しているんですが、一番の、12月ですよ。そのときに20名になって、何か御葬儀を行う方、それから葬斎場の方たちに、解除したことによる問題はあったのかどうか。それ以後、問題があったとすればどういうふうなことをしたかということ、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、どなたでも結構です、わかる方。不都合なことがあったかどうかということをお伺いいたします。

ただ今、コロナが非常に多くなってきたというお話もありました。その中で葬斎場の方が、多くの方がコロナ感染したということがあったのかどうかということについて、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 市民部長の吉村でございます。ただ今の星加委員の御質問に、私のほうから御答弁させていただきます。着座にて失礼します。

まず1点目ですが、12月2日に再度、協議を行って、急な展開で現場の

ほうから何か混乱がなかったかということによろしかったでしょうか、まず1点目は。

星加 委員 それ以後ね。

吉村 部長 12月2日に再度、協議を行いまして、1家族20人程度と設定した理由でございますが、施設の管理運営上の問題があると判断し、再度、協議を行っております。その際には松本参考人の御意見も伺いながら、あと、施設上の部屋の席の数とか、施設全体の収容人数、感染リスクなどを考慮して、1家族20人程度なら受け入れが可能であるという、いわゆる合意形成が図られました。それで20人という数を設定したものでございます。

それが12月2日でございます。それで20人と設定したわけでございますが、翌日3日より適用ということでございますが、12月3日は友引でございます。火葬予約はございませんでした。12月4日は友引の翌日ということもあって、9件という多くの火葬予約がございました。人数無制限から1家族20人前後とすることについて、御家族への周知、葬儀の準備、参列者の確認等に時間を要するため、早急な対応が必要と考えまして、12月3日からの適用とさせていただいております。

関係者への周知は葬斎場から葬祭業者へ、電話とFAXにて周知をいたしました。葬斎場においては、松本参考人も同席しておりましたので、再検討をする際にも同席しておりましたので特に混乱はなく、また、葬祭業者からも「混乱があった」という御意見は寄せられておりません。以上で答弁いたします。

山崎委員長 橋本委員。

橋本 委員 私のほうからは、今回のこのことにつきまして、人数制限の当日、檀家の葬儀で火葬場にいたお寺さんからいろいろな問い合わせがありました。そして、お会いをしてお話を伺うことができました。その内容として、まず人数制限時の火葬場の状況は、一つ目、10人以内で、プラス僧侶等が1名。二つ目、マスク着用、アルコール消毒、換気、これは、茶毘室は1年中の換気だそうです、の3密の励行。三つ目として、控室の食事など禁止、備え付けの湯茶利用禁止、椅子の間隔1席飛ばしなど、コロナ感染予防を対策しておりました。四つ目として、昼食時は茶毘の見守りを葬祭業者に依頼して、葬儀場で会食をし、再度、収骨に立ち会う。

そして12月2日、金曜日、制限解除時の状況として、お寺さんは事務所の人とお話をして、人数制限が急に解除されたことを知ったそうです。場内のスタッフは、コロナ禍制限中の突然の解除に困惑している様子だった。そしてまた、斎場の責任者は「もしもクラスターが発生したら大変なことになる」と、強い責任感で激怒していたそうです。

12月3日、再度、参列者を1家族20人程度と制限。この3日以降の1家族20人程度の制限は市民に十分知らされず、阿南斎場に関係する全斎場、隣接市外も含めて、阿南仏教会などにも周知徹底されていなかったと思われる。1家族20人程度の制限は市民に、10月6日、徳島新聞の記事で初めて判明。従って、市民は令和2年より10人以内とする人数制限を12月3日以降も認識していたと思われる。

次に、お寺さんは「人数制限と1日解除の問題点、行政としての1日制

限解除の重みを伝えたい」といわれました。一つ、生命の尊厳にかかわる不平等、不公平極まりない。二つ目、葬儀の中でも火葬の現場は人生最大の愛別離苦の無上の悲しみである。三つ目、火葬に立ち会わないこと、コロナ禍で我慢してきたことで、死者との別れの覚悟やそのあいまいさによって生涯に遺恨を残す。四つ目、コロナ禍のクラスター発生防止のため、市民の葬儀の約4年間の会葬者制限への我慢、無念さ、怒りはいかばかりだろうか。五つ目、昨年11月、12月は、感染者や死者数増加傾向にあった。県は第8波に備え、外出自粛強化、オミクロン株新派生型BQ.1.1など県内初発見、アラートレベルアップ、感染警戒前期、感染者や死者数増加傾向にあった。このようなコロナ禍の状況の中で制限の解除は、特定の支援者からの要望に市長が配慮したのではないか。これは10月6日の徳島新聞で指摘をしている。ここに、1日の解除についてどのように考えられているのか知らないが、全市民の死者との別れを思うと、行政トップの個人的選択ミスにその責任の重さがあると思われる。

以上が、お寺さんからお聞きした生の声です。この声に、市長はどのようにお答えになりますか。お伺いをいたします。

山崎委員長 喜多委員。

喜多 委員 すみませんけれども、お寺さんの声を市長に聞かれてもとは思うんですけれども。まず第一に、全然、観点が違うと思いますね。例えば、それは、葬儀というのは知っている人が亡くなって、茶毘に付されてと、それは非常に重たいものですよね。だけど、本当に普通の感覚でいきますと、葬儀をする際に当然、斎場のほうには、多分、葬儀の関係者って必ず連絡すると思うんですよね。そのときに斎場の責任者が「その日はもう何人まで」とか、あるいはきちんとアナウンスをしておけば。第一、お坊さんのほうは、その喪主のほうから頼まれて行くわけですから、そこまで云々とか広げる話じゃなくて、まずは葬斎場がきちっと対応していたら、葬儀で茶毘に付す人だって「じゃあ、私のほう」、「じゃあ、何人」とか、そういう話だろうと。あまりにも野放図に広げてもしようがないんじゃないんですか、議論を。

山崎委員長 橋本委員。

橋本 委員 私はこの思い、一市民の生の声を市長はどのように受け止めますかという質問をしております。よろしくお願いします。

山崎委員長 表原市長。

表原 市長 私のほうにも生の声ということであれば、今回の一連のことにに関して、新聞報道等々に関しても、いろんな市民の皆さんからさまざまな声をいただいております。そのうちの一つの御意見であろうと思っておりますが、同時に、今の橋本委員からの声に対しても、喜多委員のような、当然、御意見もあるわけでありまして。

ただ一つ、ここでいえることは、そういったさまざまな、その解除にあたる一連の過程の中で、市民の皆様方から寄せられた声、現場の声、そして実際に決断を行った、判断を行ったあとにいただく市民の皆様方からの

声、そういったことを、誰からの声であったとしてもやっぱり真摯に、しっかりと前、正面から受け止めをして、そしてそれ以降の同じような決断、判断に迫られたときにどのように、その過去の経験を活かして反映をしていくのかということが私のあるべき姿だと思っております、今の御意見は一つの声として受け止めたいと思います。私からは以上です。

山崎委員長 橋本委員。

橋本 委員 そのように受け止めていただいて結構かと思いますが、先ほど来、「判断自体、間違っていない」、市長の御言葉が再々聞かれました。先ほど、副市長がおっしゃったような、9月8日の国の文書発信を受けて庁内協議を始めていたら、行政運営として、また危機管理の在り方として、このような問題も起きなかったのではないかなど。先ほど、横田委員もおっしゃられましたように、リスク管理も含めてこのようなことをしっかりと協議をしていく、これが行政の在り方だろうと私は思います。それもつけ加えさせていただきます。以上です。

山崎委員長 金久委員。

金久 委員 ちょっとお伺いを、説明を聞きたいことがございまして。まず、市の行政の中でコロナ禍の、この対策としては、庁内組織に阿南市新型コロナウイルス感染症対策本部会議というのが存在していると思います。これは当然、あるわけですが、この会議の設置目的というのをまず確認したいので教えていただきたい。

それから2点目は、昨年、今、いわれております12月2日直近の、解除したんですけど、直近の会議の開催はいつされたんでしょうか。コロナの感染者数が非常に増えておりまして、当然、会議とかがされていると思いますが、お示しをいただきたい。

それから三つ目としては、その本部会議において、この葬斎場の利用制限解除に係る何らかの協議がされたのかと。1回目の会議のときに、協議で東條課長から「11月にはなかったかと思いますが」というのがありましたが、この会議についてはどうだったのかと、お聞きしたい。

また、そのほかの、行政なのでいろんな施設がございまして。市の施設に関しましては利用制限解除という、あるいは緩和に関しても、この会議で協議がされているものと、先ほど、市長からもございましたが、行政は都度、見直しをいろいろと行っていくというスタンスであるかと思うので、そういうことが継続されていたのではないかと思いますので、このことについて、その会議でされたのかということをお聞きしたい。

4点目は、これは本部会議の記録とか、そういうのがございまして、市の施設で利用制限に係る新たな情報があった場合、その場合は秘書広報課等が市のホームページ等を通じまして市民への周知を図ると、これはされていると思いますが、この、昨年12月2日の葬斎場利用制限の解除、あるいは翌日からの、先ほどもちょっとお話がありましたが、12月3日からのこの利用制限内容につきましては、市民へどのようにそのあと周知がされていったのかと。この一連の、4点ほどをお伺いしたいと思います。以上です。

山崎委員長 山本副市長。  
小休いたします。

---

小休 15:38~15:39

---

山崎委員長 再開して、水谷委員。

水谷 委員 松本参考人が意見を述べられたあとの議論が、葬斎場の入場人数変更の手続きであったり、人数制限の判断や進め方、コロナ感染のリスクマネジメントという行政運営に関する質問がほとんどかなと思うんですけど、そもそも、この委員会って表原市長が特定の支援者の要望に配慮し、公平、公正でなく、偏った行政運営を行っているとの疑義が生じている。このような疑義を解消するための設置だったと思います。

じゃあ、まず、この疑義が生じている特定の支援者というのはどのように決めるのかであったり、今回、松本参考人にも委員長がおっしゃられたように、個人情報の保護について発言してくださいということだったので、誰が利用したとか、どんな人が何人の、この組が何人利用しましたかというお話は一切なかったと思います。ここの「特定の支援者の要望」というのをどんなふうに判断したらいいのか、ちょっと私はわからないので、委員長、教えてください。

山崎委員長 私のほうから。誰か、質問が出てくるんですが、多分、出てくるだろうと思うのですが。私のほうからいってもよろしいですか、委員の皆さん。  
表原市長、すみませんが、12月2日、どこかの葬儀に参加されていると思います。そのときに、多分、多くの委員の方も、議員の方も参加していたと思います。行っているのかどうか、市長、お答えいただきたいと思います。12月2日。表原市長。

表原 市長 ちょっと当日のスケジュールがスマートフォンの中にありますので、ちょっと確認だけさせていただいてもよろしいですか。

山崎委員長 結構です。  
小休します。

---

小休 15:42~15:45

---

山崎委員長 再開します。

表原 市長 すみません、ちょっとスマートフォンを持ち込ませていただいて、大変恐縮だったんですけども、お恥ずかしい話、私が今年の12月から、恐らく、これを見ると、今年の3月から4月にかけて携帯の機種変を行っておりまして、見ていただいたら分かると思いますが真っ白なんです。それで、これは私の個人のスケジュール帳なんです。公務のスケジュール管理は別のアプリケーションで行っておりまして、そちらは空白になっておりまし



た。要は、そこは会議をやっていたとか、というのがないという状況です。あとは私の記憶だけが頼りなんですけれども、その辺りに、当然ながら場所とか、そういう、誰のとかは言えないんですけれども、行った記憶はございます。

山崎委員長 12月2日においでしているんですね。誰とはいいません。どうぞ。

住友利広委員 私も多分、行っていないと思うんですが、どなたのあれなんですか、今、問題になっているのは。

(口々に呼ぶ者あり)

(「個人情報です」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 福島委員。

福島 委員 お伺いしますが、この委員会の設置目的からしたら、何遍もいいますように、表原市長が特定の支援者の要望に配慮し、不公平、不公正な偏った行政を行ったと、この疑義を解消するために設立するということになりますと、やっぱり、それが事実かということをしたら、やっぱり今、葬斎場、名前も出ましたし。

山崎委員長 名前は出ていません。

福島 委員 この前、出ましたよ。委員長、言ったじゃないですか。

山崎委員長 あれは、答弁、言われたのは理事者のほうからいきましたよ。委員のほうからは言っていませんよ。

福島 委員 私は委員長が言ったと記憶しているんですが。

(口々に呼ぶ者あり)

福島 委員 私は、こういうことはできないと思いますよ。市民を支援者とか、支援者でないとか、この委員会で認定できますか。そうしたら、

山崎委員長 いや、認定をするわけではなく、それによって、決定がいいことか、悪いことかを審議します、調査しますという意味ですよ。

福島 委員 やっぱり表原市長は出前市長といって回ったり、市民の意見を聞いて市政運営をしています。どこの市長もそうなんです。それについて、市長が「この人は私の支援者ではない」とか色眼鏡で見るべきじゃないし、議員もそうだと思うんです。それで、それをすることは、やっぱり憲法で投票の自由が秘密にされているし、思想、良心の自由がある中で、委員会の設置自体がもともと無理だったんです。そういうことを私は言うておきます。

山崎委員長 それは一つの意見として。

福島 委員 ですから、いくら話をしても、

山崎委員長 見解の相違なので。

福島 委員 見解の相違で済まないですよ、これは。設置目的について見解の相違じゃ済まないですよ。

山崎委員長 金久委員への答弁はいけますか。まだですか。吉村部長。

吉村 部長 市民部長、吉村でございます。金久委員の質問、4問ほどいただいております。今、ちょっと設置目的につきましては、ちょっと担当部のほうに今、問い合わせ中ですので、もうしばらく御時間をいただけたらと思います。

それと、2番目の阿南市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の、12月1日からの直近の開催日でございますが、11月15日でございます。その中で、本部会議において葬斎場の人数制限の解除云々といったような議題があったかということとはございませんでした。

それと、最後の12月2日の解除、また、12月3日からの1家族20人への周知の話でございます。周知につきましては、先ほど、私も答弁申し上げましたが、12月2日に行った周知においては、関係者への通知は葬斎場から葬祭業者へ電話とFAXにて周知をいたしているところでございます。市民に対する、そのホームページ等では周知はいたしておりません。

あと、1問目の設置目的についてはのちほど、御答弁いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

山崎委員長 副委員長。

福谷副委員長 理事者のほうでもちょっと立ち込んでおりますけれども、東條課長にお尋ねします。葬斎場の利用制限解除について、秘書広報課長を通じて、それが可能かどうかの問い合わせがあったと。検討した結果、可能である旨を伝えたとお聞きをしていますが、その後、誰がどのような事務手続きを踏んで解除決定がなされたのかをお示してください。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 秘書広報課の東條です。福谷副委員長の御質問にお答えいたします。

まず12月1日に秘書広報課を通じて、市長から葬斎場の人数制限について協議したい旨の内線電話であったかと思うんですが、ありました。それで、私が1人で市長室にまいりましたところ、市長から「市民から葬斎場の人数制限について解除してほしいという声が数多く寄せられている」ということで、「ちょっと検討してほしい」ということでございましたので、その旨をすぐに市民部長と齋藤主幹のほうにお話をして、3人で協議をしたんです。

3人で協議をした際には、齋藤主幹のほうには「葬斎場のスタッフに可能かどうか確認してほしい」と。それと、火葬の予約が確定しております。

んでしたので、遺族とか葬祭業者にも連絡を取れるかどうか確認いたしました。そうしまして、齋藤主幹のほうから可能である旨、報告を受けましたので、市民部長と齋藤主幹との3人で協議して、それで県内他市の状況でありますとか、ガイドラインとかを照らし合わせて、市長のところに協議にまいりました。そして、その際に市長に「いつから解除するようにしましょうか」というような協議もさせていただきました。市長はその際、「明日からお願いします」とも、何も、特にその際にはおっしゃりませんでした。でも、葬斎場のスタッフも葬祭業者のほうも可能であるということ、私はその際に市長に報告させていただきました。

それで、「今日が12月1日ですので、可能なら明日から解除ということにしませんか」ということで、私が齋藤主幹のほうに葬祭業者であるとか、遺族であるとか、明日からという連絡を3時過ぎぐらいに主幹に連絡してもらうように私が指示しました。その際には、やっぱり議員もおっしゃるように、市民目線とか市民サービスのことをちょっと、市民サービスの実現につながるかと思ひ、少しスピード感を意識しすぎて、見極めるのに拙速な対応をしたというのは、本当に事実でございませぬ。十分な周知期間も設けずに、このような混乱を招いたということは十分反省しております。以上です。

山崎委員長 副委員長。

福谷副委員長 ありがとうございます。最終的には東條課長が決めたというふうに分かるんですけども、市長は私の判断で決めたというふうになっての手続き、事務はそういうかたちの流れで進んだということですね。

そうしたら、吉村部長にお尋ねしますけれども、先ほどからも、12月1日の日に吉村部長、それから齋藤さんと協議をしたということですけども、12月1日は吉村さん、お休みではなかったんでしょうか。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 市民部長の吉村でございませぬ。

私、その12月1日は夕方、時間休のほうでお休みをいただいていたという旨は前回の、1回目の委員会ではお伝えさせていただきました。それで、先ほど、東條課長のほうから当時の記憶をたどっていく範囲でございませぬが、協議の中でそういった、協議の中の課題として明日からいけるかどうかとか、あと、感染状況でありますとか、葬斎場の現場の受け入れでありますとか、あと、他市の状況、それと全国的な、あと、阿南市的な、徳島県的な感染状況を総合的に判断いたしまして、一つの考えを持って市長と協議を行い、最終決定は市長が行ったというところで、概要を捉えていただけたらと思ひます。以上でございませぬ。

山崎委員長 副委員長。

福谷副委員長 担当部長としてはきちんと、その三者の会議に入っていたということですね。お休みをしていない部分で協議はされたということの理解でよろしいですね。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 はい。直接、部長室なり、市長室なりで協議は行っておりました。その前も部長室のほうで担当課、担当部としていろいろ議論を交わしております。その後、私の時間休以降は電話なりで指示したり、相談をかけたり、その周知方法については指示ないし相談を受けて対応させていただきました。以上でございます。

山崎委員長 副委員長。

福谷副委員長 ありがとうございます。東條課長にお尋ねをします。庁内組織として、先ほども金久委員からありましたように、新型コロナウイルス感染症対策本部会議があったことは承知しているはずですが、それで、担当部長、吉村部長も本会議のメンバーであります。そういう状況にある中で、先ほども事務手続き、手順ということをしましたけれども、庁内手続きを踏まず、先ほどより指摘されている危険なことを冒してまで、強行に解除ありきというような手続きを進められたのかということ、先ほどの「拙速な対応ですみませんでした」ということで終わるのでしょうか。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 市民部長、吉村でございます。まず、新型コロナウイルス感染症対策、副市長を本部長と、市長だったかな。すみません、そこらはちょっとあれなんです、部長級のメンバーで構成する本部会議でございます。そこで、先ほど11月15日に直近で開催されたと答弁させていただきました。その内容については前日、11月14日に徳島県の第84回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果、いろいろ、徳島県の開催状況とか、あと、それぞれの保健所管内での感染状況、また、当時の知事からの、先ほど高山所長からも説明がありましたが、「とくしまアラート」の引き上げであるとか、あと、第7波と比較して感染が拡大しない限り、新たな行動制限を行わないことを基本とするとか、特段の行動制限を求めないとするというような本部会議での、県の決定事項というのか、会議の報告がありました。

その後、私の事務的なものでございますが、各、所属する市民部の所属長宛に、すぐメールで今回の会議はこうでしたというような資料をつけて、所属長には周知、指導、今後、これでよろしくお願ひしますというような周知は、すぐ、その日には送っております。

委員長、それと、先ほど金久委員の一つの設置目的、ちょっとこの場で、このまま、よろしいでしょうか。

山崎委員長 どうぞ。

吉村 部長 失礼します。先ほど、金久委員の阿南市新型コロナウイルス感染症対策本部会でございますが、平成25年3月に設置されております阿南市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づきまして、その「等」というところでコロナの対応で運用するということが示されております。目的としては、「この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用

する法第 26 条の規定に基づき、阿南市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする」ということで、第 1 条のところに目的が定められております。

また、第 3 条におきまして、会議として、「本部長は対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する」。また、第 2 項として、「本部長は法第 35 条 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる」と、この阿南市新型インフルエンザ等対策本部条例にて決定しております。以上、御答弁といたします。

山崎委員長 ほかに、湯浅委員。

湯浅 委員 葬斎場の人数制限の解除が可能だとした根拠につきましては、国のガイドラインで参列者数の制限がない、阿南市以外の県内 7 市のうち 4 市で制限を設けていなかったことを挙げられております。ですが、それが根拠になるのであれば、そもそも初めから人数制限をする必要などなかったんじゃないでしょうか。なぜ 12 月 1 日までの 2 年半、制限を設けていたのか。市民の皆さんに我慢していただいたのか。感染リスクが下がった時期もありましたが、一貫して我慢していただいた。その理由についてはこれまでの議論で明らかであります。まさに本末転倒ではないかと、私は考えております。

そこで、東條課長にお伺いをいたします。東條課長も、自分自身でも無理な根拠だったと思いませんか。それともう一つ。私にはどうしても解除しなければならなかった、そんなふうにはしか見えないのですが、これは私の認識不足なのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 秘書広報課、東條です。

市民からは昨年 9 月、10 月辺りに「Go To トラベル」であるとか、県外からとか、旅行とかは、特にワクチン接種の 3 回の接種証明であるとか、陰性証明があれば旅行に、自由に行き来できると。その中で、「自分たちは満員電車ではないけど、満員の幹線に乗って帰省して、親の葬儀に臨んだ」と、「参列した」と。その中でも、湯浅委員がおっしゃるように「10 人で切られた」と。「長男家族は入れて、次男、三男は入れないのか」とか、「With コロナ」でそういう政府の発表がある中で、そろそろ見直ししてはどうか」という意見を、私は直接、私宛に 3 件、直接、私はお伺いしました。

それで、12 月 1 日に市長からお話があった際には、市長も福島委員がおっしゃるように、今年については出前市長も 28 回開会しております。市民目線というか、市民の気持ちに沿うような市民サービスを行っている中で、私もできることはスピード感を持って臨みたいと思っておりました。でも、このような結果、やっぱり混乱を招いたことは事実でございますし、少し拙速な対応をしたと、今に至っては十分反省しております。以上です。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員      じゃあ、お聞きしますけれども、なぜ、解除した理由に国のガイドラインの参列者数の制限がないことや、阿南市以外の県内7市のうち4市で制限を設けていなかったということを理由にしたのか、お伺いします。

山崎委員長      東條課長。

東條 課長      秘書広報課、東條です。  
協議の際には県内の状況でありますとか、ガイドラインも総合的に判断して、先ほど私が申し上げました市民サービスであるとか、市民の声に沿った政策というか、そういったことも含めて総合的に判断したものでございます。以上、お答えとさせていただきます。

山崎委員長      湯浅委員。

湯浅 委員      調べた4市について、この4市はそもそも制限をかけていたのか、かけていなかったのか、その辺、どのように理解をしておられますか。  
それと、制限をかけた当時から10人以内というのは厳しいということは、当事者の市民の方からずっといわれております。そこに耳を傾けたか、傾けていないかの違いだと思うんですが、どうなんでしょうか。本当に市民の声に寄り添っていたのか、制限をかけてから。当然、制限をかけるということは我慢してもらおうということですから、当然、かけた当初から市民の声を聞くということを意識しないといけないと思うんですが、その辺はどのように思われますか。

山崎委員長      山本副市長。

山本副市長      今、コロナ対応、特に今日の議題では葬斎場の人数制限の対応ということで、と、市民の声にもっと寄り添うべきだったのではないのかということの御指摘がありました。確かに、さまざまな場面で市民の声に耳を傾ける、寄り添う。市民の中でもいろんな意見がある中で、場合によっては「何で制限を」、これは葬斎場のことではなくて一般論として聞いていただきたいんですけど、「本当に感染対策を緩めて大丈夫なのかな」とか、「もっと厳しくするべきだ」、さまざまなこのコロナのウイルスの感染状況に対してさまざまな見解、認識を持たれる方が市民の中にもいらっしゃいますし、当時、日本国全体の新聞報道、御承知だと思いますけど、さまざまな議論といたしますか、意見、立場でありました。

例えば本当に、すみません、話が逸れるような話になりますけれども、総論として言わせていただきますけれども、例えば海水浴場を開けるのか、開けないのか、どうなのかですとか、会議室、いろんなホールとか何とかも何人に人数制限をするのかとか。まさしく、それも湯浅委員に前回もお答えさせていただきまして、今日もお話もさせていただきましたけれども、なかなかよるべきルールがない中で、国も試行錯誤のところもありました。ただ、国がちゃんと、今回もガイドライン云々といいましたが、国がちゃんとルールを示してくれれば我々、そのとおりにすればいいんですけども、国のルールもない、県のルールもない中で、他市の状況だとか、あるいは本市独自の状況を見ながら、その都度、その都度、なかなか難しい判断をしてきたというのが実態ではなかったのかなと思います。

その中で、前回もいわせていただきました、確かに今の、この平時の状況から当時の判断を見れば、必ずしもですけれども、それが本当に 100% どうだったのかということも、話もさせていただきましたけれども、そういったことは確かにあるんだと思いますけれども、そうした中で判断を、その都度、その都度の判断をしてきた。その都度、その都度は最善であろうというようなことを、いろんな市民の皆様の多様な意見を汲み取る中で判断をしてきたということの、コロナの対応であったということについては御理解を賜りたいと思います。

山崎委員長      どうぞ。

福島 委員      先ほどから、各委員のお話を伺っておりますと、もう内容が、だいぶ重複しているようです。同じことを聞いて、聞いてしているようです。それと、もう、あまりあまって「自分の見解はどうですか」と聞くような質問まで出てきております。ですから、もうこの辺で、今日については、すべきだと思います。

山崎委員長      私も、4時を回っていますので、ここで本日の委員会のほうは終了したいと思います。

次回、委員会については後日、また事務局と協議をして皆さんにお知らせするようにいたします。本日は大変御苦勞様でした。これにて終わります。

---

閉 会           16 : 14

---